

一般社団法人和歌山県サッカー協会 定款

第1章 総 則

【名 称】

第1条 この法人は、一般社団法人和歌山県サッカー協会(英名を Incorporated Football Association of Wakayama Prefecture(略称W. F. A.))と称する。

【事務所】

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県和歌山市に置く。

【剰余金の分配の禁止】

第3条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第2章 目的及び事業

【目 的】

第4条 この法人は、和歌山県においてサッカーの普及発展、競技力の向上に関する事業を行うとともに、公益財団法人日本サッカー協会の事業に協力し、もって和歌山県民の豊かなスポーツ文化を創造し、心身の健全な発達と社会の発展に貢献することを目的とする。

【事 業】

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) サッカーに係わる試合の主催及び公式記録の作成・保存に関すること
- (2) サッカーに係わる団体、選手、監督及び審判の登録に関すること
- (3) サッカーの指導者及び審判員の養成に関すること
- (4) サッカーに係わる団体及び選手の育成・強化に関すること
- (5) サッカー技術の指導、調査及び研究に関すること
- (6) サッカーに係わる広報及び普及に関すること
- (7) サッカーに係わる競技施設の拡充及び確保に関すること
- (8) サッカーに係わる国際交流及び地域間交流に関すること
- (9) サッカーに関する功労者及び優秀競技者の表彰に関すること
- (10) サッカーに係わる試合の運営受託に関すること
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要なこと

第3章 会 員

【法人の構成員】

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体及び個人
- (3) 特別会員 社団法人和歌山県サッカー協会の設立にあたり功労のあった個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

【入 会】

第7条 会員になろうとする者は、理事会の議決を経て別に定める入会届を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

【入会金及び会費】

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

【任意退会】

第9条 会員は、理事会の議決を経て別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

【除 名】

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

【会員の資格喪失】

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の納入義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

【拠出金品の不返還】

第12条 この法人は、会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び事務局

【役 員】

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上28名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、会長を1名、副会長を4名以内、専務理事を1名置く。その他常務理事を3名以内置くことができる。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

【役員を選任】

第14条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

【理事及び監事の構成】

第15条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法

人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

【理事の職務及び権限】

第16条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を分担処理する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

【監事の職務及び権限】

第17条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

【役員任期】

第18条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時まで、増員により選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

【役員解任】

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

【報酬等】

第20条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める役員報酬等及び費用の支給に関する規程の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める役員報酬等及び費用の支給に関する規程の支給基準に従って算定した額を費用として支給することができる。

【事務局】

第21条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には職員を置き、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第5章 顧問及び参与

【顧問及び参与】

第22条 この法人に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦に基づき、社員総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長及び理事会の諮問に応ずる。

第6章 社員総会

【構成】

第23条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

【権限】

第24条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

【開催】

第25条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

- 2 定時社員総会は、毎年6月に開催する。
- 3 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

【招集】

第26条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

【議長】

第27条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員のうちから選出する。

【議決権】

第28条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

【決議】

第29条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 合併契約の承認

(6) その他法令で定められた事項

3 正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合、代理人を委任した正会員は出席者とみなす。

4 前項の委任状は、社員総会の日から3ヶ月間保存しなければならない。

【議事録】

第30条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した会長は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 理事会等

【構成】

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

【権限】

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

【招集】

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会の招集は、7日前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

【議長】

第34条 理事会の議長は、会長とする。

【決議】

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

【決議の省略】

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について当該事項について議決に加わることができる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

【議事録】

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 常務理事会及び委員会

【常務理事会の構成】

第38条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

2 常務理事会は、この法人の事業遂行のため必要な事項を協議する。

3 会長は、必要に応じて常務理事会を開催することができる。

4 常務理事会の議長は、会長とする。

【委員会】

第39条 事業遂行上必要と認めた場合には、この法人に委員会を設置することができる。

2 委員会の名称、事務及び組織は、理事会において別に定める。

【議事録】

第40条 常務理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 出席者氏名
- (3) 審議事項及び議決事項。
- (4) 議事の経過の概要及びその結果。

2 常務理事会議事録には、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名及び押印をしなければならない。

第9章 資産及び会計

【事業年度】

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【事業計画及び収支予算】

第42条 この法人の事業計画、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

【暫定予算】

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、収支予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

【事業報告及び決算】

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

第10章 定款の変更及び解散

【定款の変更】

第45条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

【解 散】

第46条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

【残余財産の帰属】

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

【公告の方法】

第48条 この法人の公告方法は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

【細 則】

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会において別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は平越孝哉とする。
- 4 この法人の最初の副会長は中村源和及び小田川正二とする。
- 5 この法人の最初の専務理事は岡中純男とする。
- 6 この法人の最初の常務理事は高塚徹及び森一郎とする。